

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成21年10月 5 日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成21年10月5日(月曜日)

午前10時0分開議
午前11時4分休憩
午前11時10分開議
午後0時18分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第12号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 平成21年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第22号 平成21年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第23号 平成21年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第24号 平成21年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について

議案第25号 平成21年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について

議案第26号 平成21年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について

議案第27号 工事請負契約の締結について

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第29号 熊本県景観づくり基本計画の策定について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

報告第18号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

「ダムによらない治水を検討する場」について

出席委員(8人)

委員 長 守 田 憲 史
副委員 長 上 田 泰 弘
委員 児 玉 文 雄
委員 渡 辺 利 男
委員 中 原 隆 博
委員 堤 泰 宏
委員 吉 永 和 世
委員 高 木 健 次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部 長 松 永 卓
総括審議員兼
次 長 江 副 健 二
次 長 天 野 雄 介
次 長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 戸 塚 誠 司
監理課長 鷹 尾 雄 二
用地対策課長 佐 藤 國 一
土木技術管理室副室長 竹 下 喜 造
首席土木審議員兼
道路整備課長 西 山 隆 司
道路保全課長 古 賀 充 信
河川課長 野 田 善 治
港湾課長 鴻 山 修 市
都市計画課長 船 原 幸 信
下水環境課長 西 田 浩
建築課長 生 田 博 隆
営繕専門監 平 野 和 実
住宅課長 小 林 至
砂防課長 猿 渡 慶 一

事務局職員出席者

議事課主幹 津 川 尚 美
政務調査課課長補佐 小 林 昌 樹

午前10時0分開議

○守田憲史委員長 ただいまから、第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、説明等を行われる際は、立ち上がって一礼をされ、着席し、説明を行ってください。

それでは、松永土木部長に総括説明をお願いいたします。

○松永土木部長 初めに、去る10月1日に、守田委員長を初め委員の皆様方には、管内視

察をいただきましたことに対しまして御礼を申し上げます。

それでは、今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、まず、最近における土木部行政の動向について御報告申し上げます。

民主党を中心とする国の新政権が、去る9月16日に発足しました。新政権の新たな政策については詳細は不明な状況ですが、基本方針となるマニフェストでは、地方分権の推進や一括交付金のように、地方の自由度の増加につながると見込まれるものがございます。しかしながら、大型直轄事業の全面的な見直しやガソリン税などの暫定税率廃止、さらには高速道路の無料化など、土木行政への影響が懸念される事柄も盛り込まれております。

このため、これらの政策の動向に注視するとともに、社会基盤の整備がおこなわれている本県など地方の実情を踏まえ、真に必要な公共事業が着実に実施されるよう国に対して求めてまいります。

次に、九州新幹線建設事業負担金につきましては、国が行う増額の計画変更認可については、福岡県及び佐賀県と連携して対応してまいりましたが、増額理由と地方負担の軽減について一定の理解をすることができましたので、3県とも了承することとし、8月4日に認可されたところでございます。これにより平成23年3月の開業に確実に近づいたと考えております。

また、今回補正予算でお願いしております建設事業負担金には、国から地方への負担軽減として、補正額の9割が交付金として措置されます。来年度以降の負担金につきましては、今後も引き続き3県連携して国に負担の軽減を求めてまいります。

次に、川辺川ダム問題に関する球磨川水系のダムによらない治水の検討につきましては、去る7月の第4回会議において、これまでの会議で整理された検討条件に基づく治水

対策を実施した場合の、流域の各地点における洪水時の水位が国から示されたところでございます。

一方、9月26日には、前原国土交通大臣が現地を視察され、関係市町村長等との意見交換会において、川辺川ダム本体工事中止を明言した上で、ダムによらない治水の検討に国も積極的に関与すること、五木村の生活再建事業に引き続き取り組むことなどの考え方が示されました。

県といたしましては、今後の国の動向をしっかりと見きわめていくとともに、引き続きダムによらない治水の検討に取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案15件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の9月補正予算は、経済対策関連の予算や国庫内示増に伴います事業費の振りかえなどございまして、合計で79億9,745万6,000円の増額補正をお願いしております。また、路木ダムの取水放流設備工事に係る債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について、公共工事に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結及び変更について2件、熊本県景観づくり基本計画の策定について、専決処分の報告及び承認について5件、計15件の御審議をお願いいたしております。

このうち市町村負担金についてでございますが、県事業における市町村負担金のあり方について、対象事業や対象経費など抜本的な見直し作業を行っているところでございます。

す。

今年度事業につきましては、従来どおりの負担をお願いすることを前提に予算を編成していることから、市町村に十分な説明を行い、同意を得た上で御提案しております。

また、熊本県景観づくり基本計画の策定についてにつきましては、これまでのくまもと緑の3倍増計画、熊本県景観整備基本計画に続く計画として、本県における今後10年間の景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ、熊本県景観づくり基本計画を今回御提案いたしております。

報告案件につきましては、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、ダムによらない治水を検討する場についてでございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○守田憲史委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

それでは、最初に、資料の確認をお願いします。

本日は、建設常任委員会の説明資料が1冊、それから熊本県景観づくり基本計画が1冊、経営状況を説明する資料が3冊、その他報告事項1枚を御用意をいたしております。

それでは、まずお手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第1号議案平成21年度一般会計補正予算の概要について御説明をさ

させていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成21年度の9月補正予算資料でございます。このページは、土木部全体の予算額を記載をいたしておりますが、ただいまの部長の総括説明にもありましたとおり、今回の補正予算におきまして、九州新幹線建設事業負担金等の経済対策費でございますとか、地域活力基盤創造交付金事業、国庫内示増に伴う補正予算などを中心に計上をいたしております。

内訳でございますが、上の表の2段目の欄が今回の補正額の欄でございます。

左の方より、一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業が1,500万円、単県事業が72億865万円。次に、災害復旧事業といたしまして、補助事業が6億4,499万2,000円、単県事業が8,517万6,000円を計上いたしております。

投資的経費の合計ですが79億5,381万8,000円、消費的経費につきましては4,363万8,000円、合わせまして一般会計といたしまして79億9,745万6,000円を計上いたしました。

補正後の一般会計の合計予算額でございますが、その2つ下の段でございますが、1,439億3,003万円となっておりますのでございます。

右の特別会計につきましては、今回補正額はございません。

特別会計を含めました9月補正後の合計額でございますが、一番右側の合計欄の4段目、最下段でございますけれども、1,526億5,422万8,000円となっておりますのでございます。

次に、今回の補正額のうち経済対策分でございますが、3段目に内書きで記載をいたしております。一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で600万円、単県事業で49億6,500万円、合計49億7,100万円となっておりますのでございます。

なお、資料の方には記載をいたしておりませんが、6月補正予算における経済対策分28億3,854万6,000円に今回の経済対策分を合わせますと、今年度の経済対策分の合計は33億7,954万6,000円となるところでございます。

次に、2ページの平成21年度予算総括表をお願いいたします。

それぞれ各課ごとの補正額とその財源内訳の記載をいたしております。

上から順に、監理課が3,650万8,000円、道路整備課が19億4,400万円、道路保全課1億2,650万円、河川課が7億3,016万8,000円、都市計画課が50億7,475万円、下水環境課が9億13万円、砂防課が7,640万円でございます。なお、港湾課、建築課、住宅課の補正額はございませんが、財源更正を行っておるところでございます。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

財源内訳といたしまして、国庫支出金が61億7,795万9,000円の増額、地方債が15億4,100万円の増額、その他が2億8,487万4,000円の増額、一般財源が637万7,000円の減額となっております。

今回の補正におきましては、地域活性化公共投資臨時交付金を積極的に活用する必要から、あわせて財源更正も行っておるところでございます。

各課の補正の内訳につきましては、それぞれ各課の方から説明を行いますが、9ページの港湾課、11ページの建築課、13ページの住宅課につきましては、財源更正のみでございますので、各課からの説明は省略をさせていただきます。

今年度の今回の土木部の補正予算の状況は以上でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

監理課の予算について御説明をさせていただきます。

今回、行政代執行費として3,650万8,000円計上をいたしております。これは国直轄の白川改修工事に係る工事用地内にございます建物の移転等を、県が被収用者の移転義務者にかわりまして行うための経費でございます。

以上、監理課の補正額3,650万8,000円で、補正後の予算総額は11億3,474万3,000円でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○西山首席土木審議員兼道路整備課長 道路整備課でございます。

4ページをお願いします。

上から3段目の道路新設改良費、19億4,400万円を増額しております。

その内容でございますが、4段目の単県道路改築費から5段目の地域活力基盤創造交付金事業費へ振りかえたものでございまして、単県道路改築費の12億7,600万円を減額し、地域活力基盤創造交付金事業費を32億2,000万円増額するものでございます。

なお、地域活力基盤創造交付金事業費の内容につきましては、説明欄に記載しておりますとおり、山都町の国道445号に1,300万円、西原村の山西大津線ほか67カ所を31億7,700万円、それに延岡線関連の追加インターの測量設計費としまして、山都町の国道445号ほか2カ所、計の3,000万円を受託しております。

道路整備課としましては、19億4,400万円を補正し、合計としまして316億9,765万円となります。

よろしく願いいたします。

○古賀道路保全課長 道路保全課でございます。よろしくをお願いします。

5ページをお願いします。

1段目の道路維持費でございますが、1億

3,300万円の減額を計上しております。その内容について説明いたします。

まず、2段目の単県道路災害防除費でございますが、これは財源更正を行うものでございます。

次に、3段目のやさしい道づくり事業費でございますが、地域活力基盤創造交付金事業費への振りかえに伴う減として、戸島熊本線ほか6カ所に対応する予算1億4,000万円の減額、及び国道325号南阿蘇村で実施しております交差点改良に関連する南阿蘇村からの受託費として600万円の増額、合計1億3,400万円の減額を計上しております。

次に、4段目の電線共同溝整備事業費でございます。これは国庫内示増に伴います国道266号・熊本市に対応する予算100万円の増額を計上しております。

次に、下から3段目、道路新設改良費でございますが、3億7,450万円の増額を計上しております。その内容について説明いたします。

まず、下から2段目の道路舗装費でございますが、経済対策に伴う増として、阿蘇吉田線・南阿蘇村に対応する予算600万円の増額、及び熊本空港線・熊本市で県が実施中の、側溝整備と熊本市の幹線排水路の一体整備に係る熊本市からの受託費として3,850万円の増額、合計4,450万円の増額を計上しております。あわせて財源更正を行っております。

次に、最下段の地域活力基盤創造交付金事業費でございますが、やさしい道づくり事業費及び単県橋りょう補修費からの交付金への振りかえ等に伴う国庫内示増でございまして、嘉島甲佐線・御船町ほか25カ所に対応する予算23億400万円の増額、また国庫内示減に伴います国道219号・球磨村ほか32カ所に対応する予算19億7,400万円の減額、合計3億3,000万円の増額を計上しております。あわせて財源更正を行っております。

次に、6ページをお願いします。

1段目の橋りょう維持費でございますが、1億1,500万円の減額を計上しております。

その内容につきましては、2段目の単県橋りょう補修費でございますが、国道268号・水俣市の薄原橋ほか7カ所に対応する予算を、地域活力基盤創造交付金事業費へ振りかえるものでございまして、予算額1億1,500万円の減額を計上しております。あわせて財源更正を行っております。

最下段に道路保全課計を記載しておりますが、補正額1億2,650万円の増額を計上し、補正後の合計額は266億5,182万9,000円を予定しております。

道路保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○野田河川課長 河川課でございます。よろしくお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川海岸総務費で財源更正を計上しております。

内容は、2段目の事業費の職員給与費、及び3段目の河川掘削事業費で、地方債を公共投資臨時交付金へ振りかえるものでございます。

以下、説明欄に財源更正とあるものは、すべて地方債を公共投資臨時交付金へ振りかえる財源更正でございます。

次に、下から4段目の河川総合開発事業費で、説明欄に記載しておりますとおり、債務負担行為の設定をお願いしております。内容は、路木ダムの取水放流設備工事でございますが、平成22年度から24年度までの3カ年で、3億5,000万円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

上段から2段目の河川等補助災害復旧費で6億4,499万2,000円の増を計上しております。これは、ことし6月から7月にかけての

梅雨前線豪雨により被災した増永川ほか97カ所の災害復旧に要する経費でございます。

次に、4段目の河川等単県災害復旧費で8,517万6,000円の増額を計上しておりますが、これは災害復旧事業箇所の調査、測量設計のための委託費でございます。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり7億3,016万8,000円の増額で、補正後194億702万1,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の10ページをお願いいたします。

1段目の新幹線建設促進事業費は、国の経済危機対策により、県内の事業費が149億円増額したことに伴う負担金49億6,500万円でございます。

次に、土地区画整理費ですが、地域活力基盤創造交付金事業費につきましては、城南町中央地区における土地区画整理事業実施に係る国庫内示の増に伴うものでございます。土地区画整理事業負担金につきましては、地域活性化公共投資臨時交付金の内示による財源更正を行うものでございます。

最後に、都市公園費ですが、これは鞠智城国営公園化推進のため、より一層の知名度向上を図る広報費として600万円の増額をお願いしております。

以上、都市計画課は計50億7,475万円を計上しております。この結果、補正後の予算総額は417億7,270万円余となります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の11ページをお願いいたします。

下水環境課では、従来の下水道整備に加えまして、平成18年度から他部で実施しており

ました農業集落排水事業、漁業集落排水事業、及び浄化槽の設置に関する業務を集約しまして、生活排水対策を一丸的に所管しております。その中で、今回は農業集落排水事業に関する補正を計上しております。

まず、土地改良費の中の低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費でございます。これは国において今年度創設されました新規施策でございます。農業集落排水施設も供用開始後長い年月を経て老朽化が進んできたものも出てきておりまして、今後は適正な維持管理の必要性が増すこととなりますので、施設の劣化状況等の機能診断を行い、効果的な予防対策や補修改築の規模、時期について取りまとめました最適整備構想の策定を目的とするものでございます。

新規事業ということで国からの照会がございましたけれども、県内において玉名市及び山江村から要望がありましたので今回計上をするものでございます。全額国費ですけれども間接補助となっております。一たん県が受け入れ市町村に交付するものでございます。額は、玉名市、山江村それぞれ400万円で、計800万円でございます。

次に、農地調整費の中に国庫支出返納金84万6,000円、市町村負担金返納金28万4,000円、合計113万円を計上しております。これは平成20年度農業集落排水事業の県営1カ所、団体営3カ所の計4カ所におきまして不用額が発生し、完了実績報告を受けて減額が確定いたしました。国庫補助金及び県営事業への市町村負担金は受け入れ済みであるため、今年度その返納を行うものでございます。

下水環境課の補正は以上913万円でございます。

よろしくお願ひいたします。

○猿渡砂防課長 砂防課でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明資料の14ページをお願いいたします。

砂防課の補正につきまして、主なものを説明いたします。

上から4段目の単県砂防事業費でございますが、これは財源更正のみでございまして、補正額の増加・減少はありませんが、財源内訳にありますように、国支出金であります地域活性化公共投資臨時交付金を活用し、そして充当をしまして地方債を減額するものでございます。

同様の財源更正を、今回補正をお願いしております下段に記載の単県地すべり対策費と、それから単県急傾斜地崩壊対策費を行っております。

5段目の単県地すべり対策費でございますが、1,700万円の増額を計上いたしております。本年6月下旬から7月にかけての梅雨前線豪雨により被災しました上天草市阿村地区ほか2カ所に対応するものでございます。補助事業の対象とならない小規模な箇所対策工事費でございます。

6段目、単県急傾斜地崩壊対策費でございますが、5,850万円の増額を計上いたしております。梅雨前線豪雨により被災しました菊池市小楠野地区ほか3カ所に対応するものでございまして、補助事業の対象とならない小規模な箇所対策工事費でございます。

7段目の砂防調査費でございますが、上段の単県急傾斜地崩壊対策費による対策工事を行う必要条件となります急傾斜地崩壊危険区域の指定に要する調査費として、未指定の3カ所分90万円を計上しております。

以上、砂防課といたしましては、最下段になりますが、7,640万円の増額を計上しております。9月補正後の砂防課の合計は71億5,007万3,000円になります。

よろしくお願ひいたします。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の15ページと16ページをお願いいたします。

第12号議案の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

15ページに条例案を掲載しておりますが、16ページの概要版で説明いたします。

まず、1の条例の名称でございますが、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例でございます。

次に、2の制定廃止の必要性でございますが、水俣港の港湾施設のうち緑地及び植栽の区域の管理に指定管理者制度を導入するため、関係規定を整備する必要性が生じたということでございます。

最後に、3の内容でございますが、(1)につきましては、港湾管理条例第18条第1号に、指定管理者の業務の対象となる港湾施設に、水俣港の港湾施設のうち緑地及び植栽の区域を加えるもので、場所は水俣港の水銀汚泥を埋め立てたところで、対象面積は約20ヘクタールでございます。ちなみに、隣接している都市公園には、平成18年度から指定管理者制度を導入してございます。

(2)のその他所要の改正につきましては、15ページをごらんください。

15ページの中ほどに、第18条のア、イ、ウという項目がございますが、既に指定管理者制度を導入しております八代港、熊本港のコンテナターミナルと、三角港の波多マリナーに関する文言の一部変更でございます。

16ページに戻っていただきまして、(3)にありますように、この条例は来年4月1日からの施行予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○鷹尾監理課長 17ページをお願いいたします。

県が施行いたします公共事業の経費に対す

る市町村負担金でございますが、17ページの21号議案から26ページの26号議案まで、6つの議案を御提案申し上げております。

複数の課の事業で構成をされておりますが、監理課の方で一括して御説明をさせていただきます。

今回の御提案に当たりまして、市町村に対しまして事業の明細を十分に説明をいたしまして、市町村負担金に係る同意を徴収の上提案をしているものでございまして、9月に御提案を申し上げます。

来年度以降の市町村負担金のあり方につきましては、部長より冒頭説明のありましたとおり、対象事業や対象経費について見直しを進めているところでございまして、今年度は従来どおりの負担をお願いをするものでございます。

まず、第21号議案平成21年度道路事業の経費に対する市町村負担金でございます。

負担金の種類といたしまして、表に記載のとおり6つの事業を記載をいたしておりますが、昨年との変更点のみ御説明をいたします。

6番の地域活力基盤創造交付金事業（道路改良）につきましては、今回9月補正予算でお願いをしております単県道路改築事業から当事業に変更された事業がございますが、これにつきましても10分の0.6の負担をお願いをするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

第22号議案平成21年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

海岸高潮対策事業など5つの事業につきまして、海岸法の規定に基づき当該事業に要する経費のうち、市町が負担する金額を定めるものでございまして、変更点につきましては、2の海岸高潮対策事業と3の海岸堤防等老朽化対策事業でございますが、6月補正予算の経済対策分として計上されたものにつきましては、事業費の9割相当額が地域活性

化・公共投資臨時交付金を活用いたしております。その残りの1割相当分の20分の1である200分の1をお願いをするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

第23号議案平成21年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。今回は昨年度と変更点はございません。

21ページをお願いいたします。

第24号議案平成21年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、昨年度と変更はございません。

次に、22ページをお願いいたします。

第25号議案平成21年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

1の単県街路促進事業から24ページの34番まで記載をいたしております。

変更点でございますけれども、22ページ11番、それから次のページの14番、17番、19番、21番、23番、24番の各事業につきましては、先ほど御説明を申し上げました海岸事業等でございますが、6月補正予算の経済対策分として計上されたものにつきましては、事業費の9割相当額が地域活性化・公共投資臨時交付金を活用しておりますして、残りの1割相当分につきまして所定の率で負担をお願いをするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

第26号議案平成21年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金についてでございます。

全国新幹線鉄道整備法の規定に基づきまして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う工事に要する経費に係る県負担金のうち、市が負担すべき金額を定めるものでございまして、変更はございません。

負担金関係は以上でございます。

引き続き、工事請負契約関連につきまして

御説明をさせていただきたいと思っております。

27ページをお願いいたします。

第27号議案工事請負契約の締結でございます。

工事名は、産業技術センター本館改築その他工事。

工事内容は、鉄筋コンクリートづくり・一部鉄骨づくり、3階建て、延べ面積3,290平方メートル。

工事場所は、熊本市東町三丁目11番38号地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成22年12月28日まで。

契約金額は、5億4,915万円、これは税込みでございます。

契約の相手方は、武末・豊建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

28ページの資料により概要の方、入札の経過及び入札の結果について御説明を申し上げます。

まず、1、競争入札の参加に必要な資格でございますが、上段から建設工事の種類、共同企業体の構成員の数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項、及び配置予定技術者に関する事項につきまして、記載のとおり決定を行ったところでございます。

2番目の評価に関する基準でございますけれども、この工事は、入札時に施工計画書などの提出を求めまして、技術評価と入札価格を総合的に評価を行いまして落札者を決定する総合評価方式で実施をいたしております。

施工計画といたしましては、現場打ちコンクリートの品質管理が重要であること、また施設の職員が敷地内にいる中での工事ということで、施設来訪者を含めた関係者の安全対策を十分に留意をする必要がありますことから、最下段のとおり課題を設定をいたしま

して、提出をされました施工計画書などの評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定をした評価値が最高の者を落札者としておるところでございます。

29ページをお開きをお願いします。

開札及び総合評価の結果でございますが、入札には5つの建設工事共同企業体が参加を行いまして、平成21年7月23日に開札を行ったところでございます。

その結果、上から3段目の武末・豊建設工事共同企業体が技術評価点で87.4、入札価格が5億2,300万円、これは税抜きでございます、5億2,300万円、予定価格が5億6,290万円でございますが、5億2,300万円を入札をいたしました。評価値16.7113と5つの共同企業体で最高の評価値となり、落札者と認定をしたものでございます。

27号議案については以上でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

第28号議案工事請負契約の変更でございます。

これは、平成18年の11月定例県議会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、工事内容の変更のために契約金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、32ページの概要により説明をさせていただきたいと思っております。

まず、工事名でございますが、国道389号地域連携推進改築（下田南2号トンネル）工事。

工事内容は、トンネル工でございます。

工事場所は、天草市天草町下田南地内。

請負契約締結の日は、平成18年12月14日。

工期は、平成18年12月15日から平成21年10月30日。

請負業者は、竹中・吉永・牛深建設工事共同企業体でございます。

変更契約金額が、18億5,640万円を7,678万5,932円減額をいたしまして、17億7,961万4,068円に変更をするものでございます。

契約金額の主な変更理由といたしまして記載をしておりますが、当初想定をしておりました地質と差異がございまして、トンネル支保工を変更したことによる減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

熊本県景観づくり基本計画の策定についてでございます。

この計画につきましては、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回提案をさせていただきます。

この計画の概要につきましては、資料の34ページ以降で説明を申し上げます。

34ページをお願いいたします。

まず、(1) 県のこれまでの取組みについてでございます。

本県の景観づくりにつきましては、昭和47年の美しいくまもとづくりの提唱に始まり、くまもと緑の3倍増計画、景観条例、景観整備基本計画に基づき取り組んでまいりました。また、平成16年の景観法の制定・公布を受け、平成20年度には改正後の景観条例等を施行し、景観法の制度へ移行したところでございます。

(2) 計画の策定の必要性についてでございます。

景観づくりに取り組んでまいりましたが、市町村における自主的な景観への取り組みが進んでいない、あるいは違反広告物の表示等により景観が阻害されているなどの課題が残されております。

さらに、くまもとの夢4カ年戦略に掲げた美しく品格ある景観形成の推進や、九州新幹

線全線開業に対応した記憶に残る観光地、歴史回廊くまもとの実現に向けた取り組みも必要となっております。

このような景観づくりの課題に、県、市町村、県民、事業者が連携、協働して取り組んでいくため、景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ基本計画を策定するものでございます。

2、計画期間につきましては、平成21年度から平成30年度までの10年間としております。

3、策定体制につきましては、県や市町村、景観関係団体が組織するくまもと緑・景観協働機構の専門部会や景観審議会で審議していただくとともに、庁内各課はもとより地域振興局、市町村にも意見聴取しながら策定を進めてまいったところでございます。

4、スケジュールにつきましては、本年3月の建設常任委員会でその概要を中間報告させていただきました後、パブリック・コメント、景観審議会の諮問、答申を経て、今回提案をさせていただいた次第でございます。

5、パブリック・コメントにつきましては、7月の22日から8月20日まで行いましたが、意見はございませんでした。

35ページをお願いいたします。

熊本県景観づくり基本計画の構成につきまして説明申し上げます。

第1章、計画策定の趣旨では、景観づくりの意義と計画策定の必要性と計画期間について記述をいたしております。

第2章、熊本らしい景観づくりでは、景観づくりの基本目標と方向性、及びキーワードとして景観づくりに係る基本的事項を記述させていただきます。

まず、景観づくりの基本目標としまして、1、熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる、2、緑豊かな潤いのある快適な景観をつくるの2つを掲げまして、この基本目標に向け景観づくりの具体的方向性としまして、

4つの景観づくりを推進することとしております。

次に、2、景観づくりの主体と役割でございます。

景観づくりに関係する各主体がみずからの役割を認識して、連携、協働のもと積極的に取り組んでいただくために、景観づくりの主体と役割について記述をしております。

36ページをお願いいたします。

3、景観づくりの体系では、第2章のまとめとしまして、基本目標、景観づくりの各主体の役割、景観づくりの具体的方向性についての体系とあわせて5つのキーワードについて記述をしております。

37ページをお願いいたします。

第3章では、第2章までを踏まえ、県としての具体的な施策を記述しております。

左の1、県の役割を踏まえた施策では、（1）きめ細やかな景観行政の推進から（5）良好な景観づくりのための意識啓発までの5項目、右の2、景観づくりの具体的方向性実現のための施策では、自然景観を初めとする4つの分野の景観づくりについて、それぞれに取り組みを記述いたしております。

左の（1）きめ細やかな景観行政の推進の景観行政団体移行や自主条例制定に取り組む市町村の支援では、景観行政に取り組む市町村が、10年間で県下市町村の半数以上になるよう支援に努めること。

また、広域的な景観づくりの方向性の提言と広域調整の実現では、その促進に際して広域的な観点から市町村間の調整が必要なことから、広域的な景観づくりの方向性について、本資料の下段に記載しております各地域の景観づくりの提言として提示することなどを記述しております。

このほかの施策を含めまして、本計画を通じて、市町村、県民、事業者の連携、協働のもと、美しく品格ある熊本づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしく願いいたします。

○古賀道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料39ページの議案32号から47ページの議案36号まで、道路管理瑕疵に係る専決処分分の報告及び承認について、5件について説明いたします。

まず、39ページの議案第32号でございますが、40ページの概要で説明させていただきます。

これは一般国道445号でございますが、日時が、平成21年4月20日午後5時10分ごろで、場所は、五木村甲地内の一般国道445号で発生した落石事故でございます。

過失割合は、道路管理者が10割としております。

損害額及び賠償額でございますが、損害額が7万5,480円、賠償額は10割ということで7万5,480円を支払うものでございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が所有する軽四輪貨物自動車が行進中に、道路左側ののり面から落下してきた石と衝突し車両を破損したものでございます。

以上でございます。

続きまして、41ページ、議案第33号でございますが、42ページの概要で説明いたします。

これは、一般県道住吉熊本線でございます。

日時が、平成21年6月29日午後11時30分ごろで、場所は、合志市上庄地内の一般県道住吉熊本線で発生した穴ぼこによる事故でございます。

過失割合は、道路管理者7割、被害者が3割としております。

損害額及び賠償額でございますが、損害額が6万8,250円、賠償額は7割ということで4万7,775円を支払うものでございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が所有する普通乗用自動車が行進中に、道路上の穴ぼこに入り車両を破損したものでございます。

以上でございます。

続きまして、43ページ、議案第34号でございます。

44ページの概要で説明させていただきます。

これは、一般国道501号でございます。

日時が、平成21年7月12日午後10時ごろで、場所は、熊本市河内町白浜地内の一般国道501号で発生した穴ぼこによる事故でございます。

過失割合は、道路管理者が5割、被害者が5割としております。

損害額及び賠償額でございますが、損害額が56万9,100円、賠償額は5割ということで8万4,550円を支払うものでございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が普通乗用自動車で行進中に、道路上の穴ぼこに入り車両を破損したものです。

以上でございます。よろしく願いします。

続きまして、45ページ、議案第35号でございます。

46ページの概要で説明させていただきます。

これは、一般県道住吉熊本線でございます。

日時が、平成21年7月16日午前10時ごろで、場所は、合志市幾久富地内の一般県道住吉熊本線で発生した倒木による事故でございます。

過失割合は、道路管理者が10割としております。

損害額及び賠償額でございますが、損害額が55万8,377円、賠償額は10割ということで5万8,377円を支払うものでございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方

が軽四輪乗用自動車で行進中に、道路左側のり面からの倒木と衝突し車両を破損したものでございます。

以上でございます。

続きまして、47ページ、議案第36号でございます。

48ページの概要で説明させていただきます。

これは、主要地方道本渡五和線で発生したものでございます。

日時が、平成21年7月23日午前7時30分ごろで、場所は、天草市五和町二江地内の主要地方道本渡五和線で発生したふた不全による事故でございます。

過失割合は、道路管理者が10割としております。

損害額及び賠償額でございますが、損害額が4万4,240円、賠償額は10割ということで4万4,240円を支払うものでございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が軽四輪貨物自動車で行進中に、道路横断側溝のふたを巻き上げ車両を破損したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○西山首席土木審議員兼道路整備課長 49ページをお願いします。

報告第18号、熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について。

この道路公社につきまして、経営状況を説明したいと思っております。

別冊の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類があると思っておりますけれども、そちらの方で説明をいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

平成20事業年度の事業報告書でございますけれども、道路公社の設立目的、事業の概要及び実施状況を記載しております。

次に、2ページをお願いいたします。

松島有料道路の通行台数及び通行料金収入の状況を記載しております。平成20年度の通行台数は約182万台、1日当たり約5,000台、通行料金収入は約1億4,000万円、1日当たり約93万円と計画を上回っております。

次に、3ページの貸借対照表でございますけれども、これは21年3月末現在の財務状況を示しております。資産の部は、流動資産及び固定資産を合わせまして43億3,300万円余となっております。

右の欄は負債及び資本の部でございます。負債は道路建設のために借り入れた借入金残高等でございます。また、資本は県からの出資金等でございます。

次に、4ページの損益計算書でございますけれども、右側の収益の部は、松島有料道路の料金収入、及び松島有明道路の受託料の収入で、3億6,200万円余となっております。

また、左側の費用の部は、一般管理費や道路の維持管理費、及び建設資金を償還するための償還準備金等でございます。

次に、5ページの財産目録でございますけれども、これは21年3月末時点の道路公社の財産の状況でございます。資産を5ページに、負債を6ページに記載しております。内容は先ほどの貸借対照表と同様でございます。

次に、7ページの平成21事業年度の事業計画でございます。本年度の料金徴収業務及び道路維持管理業務を行います。昨年を引き続きまして、松島有明道路の維持管理業務を県から受託しております。

最後に、8ページの平成21事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、短期借入金1億4,800万円余、通行料金収入3億3,800万円等を予定しております。

支出としましては、一般管理費4,700万円余、道路管理費1億2,400万円余、建設費用等の元金償還金2億6,500万円余等を予定し

ております。

なお、松島有料道路の先線でございます松島有明道路の供用に伴いまして、松島有料道路の交通量が増加いたしましたして、松島有料道路の供用時点の年次計画で組んでおりました計画台数を上回っており、道路公社の経営も安定してきております。

以上で、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○野田河川課長 河川課でございます。よろしく願いいたします。

50ページの報告第19号でございますが、お手元の財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類に沿って御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

本基金は、白川水系の立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建、及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うため、平成5年3月に設立されたものでございまして、同年から補助を行っているところでございます。

1ページは、平成20年度の事業実績です。基金では、関係県市町から負担金1,276万2,000円を受け入れ、基金基本財産の運用益等もあわせて下記の事業を実施しております。

南阿蘇村に対し、道路整備に要する経費の助成としまして1,276万2,000円を助成いたしました。

また、ダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡としまして、基金理事会、評議員会を開催しております。

2ページをお願いいたします。

平成20年度の収支計算書でございます。中段中ごろの収入合計（B）1,609万8,984円に対しまして、下から3段目の当期支出合計（C）1,285万3,455円で、最下段の次期繰越収支差額は324万5,529円でございます。

3ページは、平成21年3月31日時点の貸借対照表でございます。

4ページをお願いします。

4ページは、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの正味財産増減計算書でございます。

次に、5ページでございますけれども、5ページは、平成21年3月31日現在の財産目録でございます。右の欄、資産合計は、流動資産、固定資産を合わせまして3,324万5,529円となっており、負債はございませんので、正味財産は3,324万5,529円でございます。

7ページをお願いいたします。

21年度の事業計画でございます。21年度の主な事業としましては、南阿蘇村が行う道路整備に対し、前年度とほぼ同額の1,276万1,000円の助成を計画しております。20年度から道路の建設工事を施行しておりまして、21年度完成予定でございます。立野ダム建設が円滑に推進されますよう努めてまいります。

御審議のほどをよろしく願いいたします。

○小林住宅課長 住宅課でございます。よろしく願いいたします。

51ページの報告第20号、熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について、御説明をさせていただきます。

お手元の熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類に沿って、御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成20年度の事業の実施状況でございます。公社では、現在5団地で分譲事業を実施をいたしてございまして、まず（1）番の分譲事業につきましては、小川駅前ニュータウンほか3団地で11区画、それから光の森で83区画を分譲をいたしました。

（2）の賃貸管理事業ですが、宇城市小川町で60戸、熊本市内の2団地で78戸、合計13

8戸の公社賃貸住宅を管理運営するとともに、公社ビルや駐車場の管理事業を実施いたしております。

次に、(3)の管理受託住宅管理事業でございますが、県営住宅及び独立行政法人都市再生機構住宅等の管理業務を受託をいたしております。

その他事業といたしましては、光の森におきまして住宅展示運営事業等を実施しております。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページと3ページが、平成21年3月31日現在の貸借対照表でございます。

まず、2ページの資産でございますが、上段が現金預金や分譲資産などの流動資産で、右の欄に当期決算額でございます。最上段、流動資産の合計が44億8,000万円余となっております。主なものは、4段目の分譲事業資産が29億6,000万円余となっております。

中段からが固定資産でございます。賃貸事業資産や公社ビルなどの有形固定資産の計が20億円余となっております。資産の合計といたしまして、最下段の64億9,000万円余となっております。

次に、3ページが負債及び資本でございます。

上段が短期借入金や未払金などの流動負債で36億900万円余であり、主な負債は短期借入金が32億8,400万円余となっております。

中段の固定負債でございますが、長期借入金や退職給付引当金等でございます。これらの負債の合計が5億7,000万円余となっております。

負債の合計が41億8,000万円余でございます。

下段の資本金の欄でございますが、資本金が1,000万円、これは県の出資金でございます。剰余金が22億9,000万円余で、資本合計が23億円余となっており、負債及び資本の合計が64億9,000万円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

21年3月31日現在の損益計算書でございます。

まず、分譲事業や賃貸管理事業などの事業収益でございますが、これらの事業収益が右の欄の一番上段でございますが、25億2,000万円余でございます。これらの事業にかかります事業原価が20億7,000万円余であり、一般管理費が5,000万円余となっております。事業利益が3億9,000万円余、これから経常費用等を差し引きました当期純利益が、最下段でございますけれども2億5,300万円余となっております。

次に、6ページから7ページがキャッシュ・フロー計算書、それから8ページから11ページが財産目録でございますけれども、この点につきましては省略をさせていただきます。12ページをお願いいたします。

12ページが平成21年度の事業計画でございます。

まず、分譲事業でございますが、小川駅前ニュータウンほか3団地で14区画、光の森で54区画、合わせまして68区画の分譲を予定をいたしております。

次に、賃貸管理事業、(3)番の管理受託住宅管理事業、その他事業につきましては、平成20年度とほぼ同じ内容で事業を進めてまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

平成21年度予定貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産といたしまして35億5,000万円余、固定資産といたしまして19億5,000万円余、資産合計といたしまして最下段の55億1,000万円余となっております。

負債の部でございますが、流動負債といたしまして、短期借入金が25億3,000万円、それから固定負債が4億9,000万円余となっております。下段の剰余金が23億円余であり、合わせまして負債及び資本の合計が55億1,000万円余となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

平成22年3月31日時点での予定損益計算書でございます。

最下段でございますが、平成21年度の純利益といたしまして1億3,000万円余を見込んでおります。

以上、御審議のほどをよろしく願いいたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

5分休憩します。

午前11時4分休憩

午前11時10分開議

○守田憲史委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。質問はありませんか。

○児玉文雄委員 私も路木ダムの視察は大変期待しておりましたが、インフルエンザじゃないかなと思うて心配しましたが、インフルエンザではございませんでした。大変皆さんに御迷惑をかけて、ここでお詫び申し上げます。

質問ですが、道路維持課、これは監理課とも関係があるかもしれぬけど、普通の建設のランクというのがことしから設けられたわけですね、9,000万円以上、9,000万円から3,000万円、3,000万円以下1,200万円というようなランクで、これは一応原則的に上がりも下がりもないわけですね。

舗装に関しては下がりがあるんですね。これはどういう……、まずそこをお答えいただきたいと思います。

○鷹尾監理課長 今年、平成21年4月より、工事量の中長期的な減少というような状況も踏まえ、発注標準の見直しを行ったところでございます。

委員御指摘の第1点につきましては、そう

いうことから従来1億円以上、特A工事については1億円以上であったものを9,000万円、それからAランク以上4,000万円以上であったものについて3,000万円に引き下げると、以下順次ランクづけを行っているところについてはそのような措置をとったところでございます。

今回の見直しの中で、またもう一点御指摘がありましたとおり、従来土木一式工事においてよく行われてまいりました1上がり、1下がりというものについては、下位ランク業者の受注機会の確保というような観点から、それぞれのランクでの受注機会確保という観点から一般競争入札の導入もございましたが、これをより厳格に運用するというような措置をとったところでございます。

ただ、後段お話がございました舗装工事についてでございますけれども、舗装工事については専門工事ということもございまして、業者の数もそう多くはございません。基本的に能力というものを中心に当該発注単位でハイランクは、当該発注単位で一定規模以上の能力のある者については、入札に参加させるというような措置をとったところでございます。

○児玉文雄委員 この点については私は1回申し上げたと思うんですが、通常予算が30億ちょっとに対して経済対策は80数億円というような数字を委員会では説明を受けておったわけございまして、業者は確かに少ないかもしれないが、仕事の量は通常予算の大体3倍ぐらい、今回の経済対策まですれば考えてある。

これは必ず問題が起きると思うから、そこらあたりをちゃんと下のランク、舗装の場合は下のランクというのは大体Bクラスですかね、Bクラスのことと考えてやってくださいよと。これはここじゃなか、ひよっとしたら出先の方にそういうお願いをした私は記憶が

ございますが、これがAが下に返ってくるわけですね、Bに。

それから先は余り私が言っただけかぬけど、いろいろ約束事もあるけど、大体Bクラスの人というのは、一般土木を主体としながら舗装工事をやっている方々なんです。だから歴史が浅いというか、余り長くない。すると、業界のルールというものもあるわけです。だからそういう配慮をしていただいたんですけど、やっぱりAクラスしか取れないというような問題がある。

だから私は、一般土木と一緒に、あれはAとBの境は幾らだったか、1,000万円だったかな、900万円だったかな——1,000万円でしょう。だから土木同様に1,000万円以下はAクラスの下がりだめだと。これをしないと、仕事は目の前にわんさか出てくるわけですから、それで受注機会はないということになるわけですから、そこは入札執行段階でももう少し配慮をしていただきたい。

もう9割ぐらい出したですか。舗装は大体早かったから、用地取得が要らぬだったから。もう間に合わぬかもしれぬけど、そこらあたりの配慮が入札執行において足らなかった。もう少し監理課ですかね、監理課も検証してもらいたい。これだけ本当たくさん仕事がある、通常の3倍ぐらい経済対策まで入ればふえておるのに、結果的には余り効果はなかったというのが実態ではないかと思いますが、この点ひとつ。

○鷹尾監理課長 委員御指摘にありましたとおり、舗装電気等につきましても、従来Aランク1,500万円であったものが1,000万円に引き下げると。もちろん、中長期的に工事が減少しているということと、もう一つは、専門事業者としての育成、この辺に少し力を入れるべきではないかと、こういう観点もあったわけでございます。そういう中で今回補正予算での大幅な増額ということで、委員御心

配のようなこともあろうかというふうに考えておるところでございます。

ただ、そこは発注の中でいろいろ工夫できる場所もあろうかというふうに思います。もちろん、早期の発注という要請の範囲でなかなか難しい部分もございますけれども、発注の中で地元の方々の状況を見ながら、そういう中で工夫をしていくという余地はあろうかと思っておりますし、委員の方から1上がり1下がりをお願いしたいというところはあります、初めてお伺いをいたしました。

今後とも、今回の発注の実態についてしっかり研究を行って、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○児玉文雄委員 それ以上私言いませんが、ぜひその点は研究をしていただきたい。確かに、Bクラスと一緒に、Aが下がってきて一緒に指名してやる、しかし落札はなかなかできなかったというのが実態だと思いますので、その点よろしくお願いします。

それと、私はこないだ、先ほども申し上げましたが、路木ダム現場視察に行かなかったんですが、ダム建設の用地あたりは県は取得しなきゃいかぬわけですか。用地は要るわけですね。

○野田河川課長 用地は必要でございます。買収済みでございます。

○児玉文雄委員 全部済み。いやいや、聞いたら、反対派の方も来られて、顔見知りの方はえらいやかましく怒られたというような話も聞いたもんだが、結局は反対運動のいろいろのやり方の手法としては、用地を売らないとかんとかいう手法というのはよくやられるやり方なんです。だからその点ちょっと心配があったもんだから、用地の方は大丈夫かと、今の質問でございます。

はい、わかりました。

○守田憲史委員長 ほかに質問はありませんか。

○渡辺利男委員 何か二、三日後には台風18号が、大変大型の、史上最大型のやつが九州に向かっていようで大変心配です。そういう状況になると、私は土石流災害の危険地域をすぐ思い浮かべますが、例えば数年前に発生しました砥用の二本杉峠の真下の早楠地域ですね、ああいうところは今でも山登りに行くたびに思いますけれども、これは地理的に見ても、どう考えてもまた起きるなという地形のところですよ。そういうところでまた災害が起きたらどうするのかというふうに思うんです。

やっぱりああいうところに、川の中に家があるに近いような状況、そこに住んでいる人はやっぱり生まれ育ったところがいいでしょうけれども、一度大災害を受けたところについては、まあ強制的には無理でしょうけれども、相当優遇措置をつけながら違う場所へ移設をしてもらおうとか、そういうことができるものか。

優遇措置というのは、普通危険なところから違うところに移る場合は、金利の補助といいますか、そういう制度はたしかあったと思うのです。その程度ではなかなか移らない。しかし、災害が一たんあった場所については、そういうことができる何か制度を考えたらどうかというふうに思います。

水俣の土石流災害のところもそうですね。岩盤の上に地表が、少し土砂があるようなところで、いつまた地すべりが起きるかわからない。あそこは治山の方でしょうけれども、そういうところにまた同じ場所に建築許可を出して家が建っているわけで、そういうのは結局安全面においても非常に不安だろうし、経費的にも非常に多くかかるということ

から、そういう措置はとれないものかなということ、ちょっとまず伺いたいと思います。

○猿渡砂防課長 委員御指摘の家屋移転についての補償についてでございますが、今のところそういう明確な施策はございませんが、ただ土砂災害防止法という法律がございます、これは土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定いたしまして、住民への危険の周知を図りまして、そして警戒区域に対する整備を図ると、これが1点目の目的。

それとともに、土砂災害警戒区域の中で著しい被害の生じるおそれのある区域、これを土砂災害特別警戒区域というふうに指定いたします。

この土砂災害危険箇所区域での宅地造成の規制とか、住宅等の新築・立地の抑制とか、こういったものもしております。あわせて、既存住宅の移転促進というようなことも制度の中にございますので、そのあたりを、制度を周知しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺利男委員 それで、土石流危険地域とか急傾斜地域のことについてお尋ねしたいんですけども、6月の経済対策、今後も引き続いてありますけれども、そういった経済対策としてお金が流れてくるときに、県としては早くやりたかった事業、そのことについてはやっぱり優先順位の高いところから使っていくべきだと思うんです。例えば、教育委員会あたりは学校校舎の耐震構造化なんかは、その金を使ってどんどんやっていくというのは非常に生きたお金になるなど、早くやりたかった事業です。

そういうことからすると、6月補正で私箇所づけを出してもらったんですけども、相当な箇所づけありますけれども、この中でち

よっと不思議に思うのが、例えば道路整備には20億円、道路保全、例えば交通安全施設整備とか道路の舗装改修ですね、舗装改修あたりは例年30億円足らずの予算が一挙にことしは90億円ぐらいになるわけですけども、そういうことで道路保全には101億円、合計121億円6月補正では経済対策が打たれている。それに比べて河川課の河川改修が17億円、砂防課ですね、地すべりとか急傾斜対策2億4,000万円、合計20億円ぐらいしか打たれていない。

今、砂防課長言われたように、土石災害危険箇所というのは、危険1ランクから3ランクまで分けてちゃんと指定してありますね。県内全体で、土石流危険地域が2,120カ所、急傾斜が1ランクが3,552カ所、こういうふうに変な多量の箇所があるわけで、地元からは危ないから早くやってくれという要望がたくさんあるにもかかわらず、今回の経済対策では、砂防課は2億4,000万円しか組んでいないということについては、今回の経済対策の優先順位のつけ方について非常におかしいんじゃないか。

交通安全施設整備とか、道路補修・改修とか、こういうのはあわててする必要があるのか。それよりも土石流災害地域とか急傾斜指定地域、1ランクのところ、こういうところに緊急にもう少しお金をかけるべきじゃないかというふうに思ったんですが、どういう判断でこういうふうなお金の配分になったんでしょうか。

○鷹尾監理課長 補正予算、これは6月分も含めてのお尋ねであろうかと思えますけど、補正予算の配分に当たりましては、基本的には緊急経済対策というような意味合いもありまして、早急に事業を発注するというのが前提でございますが、国庫補助につきましては、基本的に現在施工している箇所の早期事業促進というような観点、それから単県事業

についてはなかなか補助では対応できない箇所、規模も小さいが地元の要望等緊急性の高いと思われるような事業に、それぞれ配分を行ったところでございます。

確かに御指摘のとおり、今回交通安全施設にしる舗装、補修等、これはいわば用地の絡まない事業でございます。いわば事業として早期に発注することが可能と。そもそも本県の舗装の整備率、舗装の整備率といいますか、痛みぐあいも大変ひどうございまして、基準以下の道路が大変多うございまして、これを今回の補正予算を活用して一気に整備をすることで社会資本の延命化を図る。

あるいは交通安全につきましても、地域での交通量の激しい箇所における交通安全の確保という緊急的な場合に対応している。こういうもろもろの総合的な判断をいたしまして配分を決めたところでございます。

それから、事業につきましても、直ちに事業の必要性があつてその事業の箇所に入れるか、それ以前の用地、測量試験、用地買収、そういったものはもちろん大前提としての地元の理解、説明、こういうものがすべて整った段階で事業として着手できるわけでございます。ただちに、すべての箇所が工事に入れるというわけではないということも、御理解をいただければというふうに思っておりますのでございます。

全体的な話としては、私の方からは以上でございます。

○渡辺利男委員 では、景気対策で予算が流れてきた場合の優先順位は、要するに用地買収は要らない、早くお金が流せる、それが一番の判断基準ということですね、危険度なんかよりも。

○鷹尾監理課長 それも一つの判断基準であつて、そもそもそういうふうな事業を行うべき箇所が本県にはたくさんある、やらなければ

ばならないということが大前提でございます。あわせて、より多くのを今回発注することで、社会資本の延命といいますか、機能増強につなげていくことができるというふうに考えているところでございます。

○渡辺利男委員 土石流災害危険地域及び急傾斜の危険地域、各市町村ごとに箇所まで全部各地域振興局ごとにつくってありますね。毎年出ているわけです。改めて調査もなにも必要ない、地元からここを早くやってくれという要望が出ている箇所ですよ。そこがやっぱり時間がかかりますか。景気対策では打てない、そういう事業内容なんですか。地元からは早くやってくれと要望が出ておるわけなのに……。

○猿渡砂防課長 砂防課でございます。

委員が御指摘のように、本県は県土の8割が山地とか丘陵地ということで、それに占められております。また、火山地域等もございます。土砂災害が発生しやすい土壌が分布しておるということで、現在危険区域、土砂災害危険箇所につきましては、1万3,000カ所以上のそういった危険箇所がございます。

現在、砂防堰堤等の土砂災害施設の整備率としては、1万3,000カ所を超える箇所のうち一定の人家がある区域、人家のある要対策箇所というのは5,000カ所ほどございます。これに対しまして大体2割ぐらいの整備率というふうになってございます。

で、実際に砂防事業を進めるときにどうかと申しますと、いろいろな手続がございます。まず、当然土地は買わなきゃいけません。その土地を買う前に実は砂防法上の砂防指定地の指定と、そういうもろもろの手続がございます。あるいは急傾斜崩壊対策事業につきましても、やはり急傾斜崩壊危険箇所の指定とかそういう手続がございますので、そういう手続がある程度終わっているところと

いいですか、ある程度見込みがあるところについて、こういう補正につきまして緊急に対応したというものがございます。

また、今回6月補正につきましては、さらに緊急に調査からできないかというところにつきましてもはかなり盛り込んだところでございますので、できるだけ早くハード整備を進めたいというふうに思っており取り組んでいるところでございます。

あわせて、一番最初に申し上げましたように、ソフト対策もあわせてやってまいりまして、ハードとソフトをあわせて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺利男委員 こういう事業をする際の優先順位の決め方ですけれども、部長はどう思われますか。せっかく国からお金が流れてきて、県がやりたいことをやれるか、夢の実現に向かって非常にうれしいと知事は言っておられて、県民の総幸福量の増大のためにすべてを使いたいと言われていますが、そのお金を道路の舗装と、急傾斜や土石流災害で非常に危ない地域に住んでいる方々が早く改修してくれという要望が出ている、その事業とどちらが優先順位は上と思われますか。

○松永土木部長 今回の経済対策を実施するに当たりまして、委員御指摘のとおり、日ごろから管理者なりとしてやらなければいけないことを優先すべきじゃないかと、それはおっしゃるとおりでございます。経済対策の中で、緊急的な発注によって経済を復活するという目的もございますが、我々としてはまず財政健全化という中で、財政が厳しい中でどうしても日ごろから手が出なかった分、この部分を何とかカバーできないかというのが、私たちの一つの大きな目的でございました。

今回、舗装あるいは安全施設に対してかなり予算を組ませていただきました。今回も議案の中に出しておりますように、穴ぼこの事故ですとか、本来管理者として管理費用を投入して、日ごろから適切に管理すべきところがかなり手が至っていなかったというのが実情でありまして、私たちはそれについて日ごろからかなりの危機感を持っておりました。

先ほど砂防課長からも話がございましたが、いろんな手続が必要な公共事業というのは、なかなか今回いきなり着手というのは難しかったという面も確かにございますが、一方では、管理者として本来やるべきことができていなかったという危機感から、優先順位をつけて、結果として舗装とかあるいは交通安全施設、これは用地が伴いませんし、我々としては早急にやるべきことだというような判断をさせていただいたわけでございます。

以上です。

○渡辺利男委員 結局、これから先もやっぱり同じやり方になっていくわけですね。例えば、10年前に景気対策を打たれたときも、相当大きな補正が秋に組まれたときがありましたね、10兆円規模の。今は、あのとき反対すればよかったなと思うような事業もはっきりいうてありますよ。

例えば、あれは農道大橋ですよ、甲佐を通るたびに、まだ使われていないような橋がつくられてもう10年ばかりになる。緊急経済対策でどっと緑川に橋だけつくったけれども、まだそれにつながる道路はようと整備されていない。そんな橋を用地買収要らぬからということで金使ってつくったわけでしょう。

ところが、ようと使われる前に改修工事が必要になるかもしれぬような状況です。ああいう状況を見ると、本当にあの予算に賛成してよかったのかなというふうにいつも反省していますけれども、今の土木部長の答弁のように、要するに手続が要らないところに、や

っぱり景気対策というのは早く使っていかないかぬというのを最優先にすれば、今後も同じ失敗は繰り返されるんじゃないかというふうに思いますけれども、何とかならぬものかな、もったいないなと思います。

どう考えても、土石流災害で亡くなる方は毎年おられるわけで、川辺川ダムの問題にしたってそうでしょう。38年か40年で54人亡くなったと国交大臣は当時言っていたけれども、洪水で亡くなったのは1人、あと53人は近隣の土石流災害で、土砂崩れで亡くなっている方、そっちの方が危険度は非常に高いわけです。

だから、本当に県民の安全、幸福量という視点からするならば、私はやっぱり道路の補修を3倍に、30億から90億にふやすよりも、たった砂防課2億4,000万円しか6月補正でついていないですけども、ここはやっぱり1けた違うぐらい使って、危険度の一番高い地域に早急に工事をするとか、そういうふうにぜひできるようにやっていただきたいと思っています。

これは何回答弁求めても一緒でしょうから、それでいいのかというような疑問は余り持たれていないみたいだから、私としてはやっぱり予算を認める際に非常に責任を感じるもんですから、そういうふうに意見を申し上げておきます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 この説明資料の中に、土木部行政の動向についてということで、政権が交代して、大型直轄事業の全面的な見直し、暫定税率の廃止、それから高速道路の無料化等によって、非常に本県の土木行政に影響が懸念される事柄も盛り込んでいるというようなことですが、せっかく自民政権のときにこれだけの緊急経済対策ということで、ことしの2月、3月、6月と経済対策で打ってき

ておりまして、最近その影響が出てきて、景気も好転にあるというふうな報道もされている状況の中で、今回9月補正でも緊急経済対策分として49億7,100万ですか、これが組み込まれております。

やっぱりここに書いてあるとおり、この政権交代によって影響が心配されるということなんですけれども、はっきりその辺が見えてきていませんから、ただ12月の22年度の概算要求等は、政策がはっきりすればそれなりの組み方というものきちんとして出てくると思うんですけれども、この補正に関することに対しては、例えば見直しをすとか、凍結とかいう分はまず免れないと思うんです、今の状況ではどうなるかわかりませんから。

そこで、この補正分について、今回の補正にあわせて今までやってきて未執行分とか、これが3要素、今言いました全面的見直し等による要素によって、心配される部分というのは金額的に、今回の補正額を見て、アバウトにいいですから、どのくらいあるのかなという見通しというものは数字である程度出てきますか。

○鷹尾監理課長 今のお尋ねは、21年度の分の第1次補正予算の執行に係る見直しについての国の動き等に対応したものではなかろうかと思えます。去る9月18日の閣議において、鳩山総理の方から提案の審議については、平成21年度補正予算に係る事業のうち、各大臣が所管するすべての事業について、所管大臣は現場をよく確認の上、その執行の是非を点検して、10月2日までに報告をするようにというように要請が行われたと聞いておるところでございます。

これによりますと、見直しの対象となります内示等を含めて執行の一時留保、交付先に対して執行を一時留保するよう要請を行うとされた事業につきましては、地方公共団体向け以外の基金事業、それから独立行政法人、

国立大学法人、官庁の施設整備、そして最後に官庁環境対応策を投入、官庁地上デジタルテレビジョン等の整備費というふうにされており、直接的には今回の補正予算に絡むものはないのかなというふうに思っておるところでございます。

ただ、上記以外のものにつきましても、所管大臣の見直しを決定するまで慎重な執行を行うこととするとされておりまして、今後そのあたりがどう動いてくるかと、しっかり注視していく必要があるかというふうに思っておるところでございます。

実は、先週東京事務所を通しまして、10月2日ということもございまして、国土交通省でどのような見直しが行われているのか、部分修正も含めまして残念ながら具体的なものについては何も我々では確認はできません。結果的には新聞報道等で行われておりますように、報道以外のものは現時点においては無いという状況でございます。

具体的にその額が幾らぐらいになるかということについても、今申し上げたようなことで、基準の方がわかりませんので、申し上げることは適当ではないのかなというふうに思っておるところでございます。

○高木健次委員 今お話がありましたとおり、現時点で基準というものがわかっていないから、金額を出すのは非常に難しいということなんでしょうけれども、確かにその辺の影響力というのは懸念されると思うんです。

知事も政審会の際に、もらったものは返さない、力強いお言葉がありましたけれども、ただ政権からすれば、地方公共団体あるいは市町村あたりの自主的な返納をお願いをしたいというような発言等もあっておりますので、こういう状況になったときにやっぱり県行政、土木行政によっては非常に大きな影響を与えると思うわけですから、その辺につ

いて知事の答弁のように、土木部長、せっかく予算も組んで、来年度に向けての予算も組んでいるし、22年度の予算編成がどうなるかわかりませんが、その辺についての部長としての御見解をお伺いします。

○松永土木部長 今回の経済対策の補正予算につきましては、国の方で地方の財政にかなり配慮をいただきまして、経済対策とあわせて、地方の実情も十分配慮いただいた経済対策だと思っております。

私どもが今回補正を相当の金額組ませていただきましたのも、これは県の財政に直接的な負担にならないということで組ませていただきました。このような補正を組めるのは絶好のチャンスだということで積極的に組ませていただきましたし、結果として、県にとっては経済効果も含めてかなりのメリットが考えられるところでございます。

そういう背景も含めまして、県としては、ぜひこの経済対策については予定どおりの執行をさせていただきたい。これは、もし国の方からそういうお話がございましたときにも、明確にそこら辺の県としての意見というのは申し上げていきたいと考えているところでございます。

○高木健次委員 今土木部長の話にもありましたとおり、やっぱり今求められているものに対して自由に予算化しているわけですから、その辺はしっかり頑張ってくださいように、そういう話が来たときもきちんとした、しっかりとしたことを国の方にも伝えてほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

委員長、以上です。

○守田憲史委員長 ほかに……。

○渡辺利男委員 景観づくり基本計画がつく

られましたけども、それとは別に駅前の、新幹線整備に伴う駅周辺の整備、特に駅前の景観についてですが、前の潮谷知事のころは、水と緑というのをイメージして、熊本らしい駅前の姿にということをしきりにおっしゃってました。今度蒲島知事になりましたら、見苦しいところを直さないかぬとか、何か見た目を非常に気にされているようで、水とか緑とか、そういうのは全く言葉として出てこないで、知事がかわれて、基本的な考え方があそこの景観については変わったのかなと思うんですが、その分についてはいかがでしょうか。これは土木部じゃないですか、企画の方かな。わかる範囲で結構です。

○守田憲史委員長 どなたか……。

○船原都市計画課長 私どもが今知事からいろいろお話を伺う中では、変わってはいないというふうに思っております。

○渡辺利男委員 はい、よかです。

○中原隆博委員 先ほどからお話がありますように、一つはちょっとダブる、関連することもあるわけでございますけれども、課長から中央の動向を注視しながらというお話がありましたけども、例えば危険箇所であれば、まだ1万3,000数カ所あるということであるなら、やっぱり予算獲得にどんどん動いていかなければならないと、このように思いますので、その辺は十分心得てひとつ対応方をお願いしたいと、このように思います。

それから、今新幹線のお話等も出ましたけども、暫定税率の廃止というような形であれば、これから始まる在来線の高架化ということにも多大なる影響を与えてくるわけです。それと同時に、先ほど来お話がありましたように、年に数回危険箇所における落石事故とか穴ぼこ事故、それによって非常に県が負担

を強いられる、損害賠償を打たれるということですから、常に維持管理というのもやっていかなければならないというふうに思います。

だから、政権がかわろうと、私たちはそれは打診していかなければならないと、そういう心意気を持ってやっていきたいとしますので、どんどんやっぱり要求はして、少しでも熊本県の予算が削られることのないような形を、今後も特に建設常任委員会としては押し進めていく必要があると、このように思いますけども、その点課長いかがでございましょうか。

○鷹尾監理課長 御指摘のとおり、暫定税率の廃止ということが民主党の新政権のマニフェストの中でうたわれておるわけでございます。道路特定財源につきましては、一般財源化がされたという現時点では、道路整備にかなりの部分を充当しているわけでございまして、今回暫定税率を廃止されれば、県の道路整備には他の財源がなければ極めて大きな影響を及ぼすと同時に、道路で借りました公債費の返済にも支障が生じる。その結果、教育ですとか福祉、こういう部分への影響も大きいということで、大変大きな課題というふうに認識をいたしております。

議会の方でも、今般意見書の方も採択を御検討いただくということで大変心強い限りでございまして、私どもも機会をとらえて地方の状況を国に訴えてまいりたいというふうに思っております。

○中原隆博委員 切実な問題として訴えていただきたいと思います。

○児玉文雄委員 先ほど、渡辺先生から質問がありましたのに関連ですが、私は田舎に住む者として常々感じているのは、仕事を願うするとき、用地ができれば大体7割ぐらい

の完成率じゃないかと。しかし、今土木の出先の土木事務所、今土木事務所は振興局の土木部ですが、そこらあたりでもストックが足りないんです。この前経済対策を打たれたときでも、各土木事務所でどれぐらいストックがあったかと。恐らく1年以内、数にして10カ所ぐらい、それぐらいしかなかったと思うんです。

だから、やっぱりこの土木行政を進めていく上においては、せめてできるなら、財政難のときにこういうお願いをするのもいかなものかと思うけど、やっぱりそういう危険箇所とか、これは生命にかかわるわけですから、そういうところとか、また道路、まだ我々の地域においては、50人乗りのバスが県道を通らなくて、ある一定のところから一定のところまで小型バスで、20人乗りぐらいのバスであるところまで出て50人乗りのバスに乗りかえると、そういう箇所がまだ何カ所もあります。

たしかうちの土木整備率は、改良率は50何%なんです。あと半分そういう箇所があるんです。だから、バイパスをつくれとかなんかは、もうこれから我々も余り要求してもお金がないからできないと思うけど、せめて最低限度の基盤整備ができるため、これは土木部にお願いして——一番いつもひっかかるのは用地なんです。用地の登記ができない。承諾はさすけど、3代にわたって相続登記ができていない。3代にもわたれば、その権利者あたりがどこに行っているかわからないとか、そういうこともあるもんだから、これに無駄な時間を費やしてしまう。

そういう意味で、熊本県の土木行政においては、せめて1年分ぐらい何かストックするようなお金を捻出して、先行取得をしてもらうとスムーズにいくと。

それと、やっぱり我々もこの次の経済対策についてはいろいろ言いたい面もあります。確かにいい面もありますが、言いたい面もあ

るんです。しかし、余り言いよると、政権交代をやったわけでごさいますて、これは日々どうなるんだろうかと心配をいたしておるところですが、今のところ熊本県には余り影響はなかったんですか。民主党の方から、これはカットができないかとか何とか、そういう相談あたりはありましたか、ありませんでしたか。

2点になりますけど、2点に。

○鷹尾監理課長 今、補正予算の見直しの関連でごさいます、現時点において特に国土交通省の方から、予算の執行停止でありますとか見直しについて、県の事業で要請をされているものは現時点ではないということです。

○児玉文雄委員 それと、できるなら、無理な相談かもしれぬけど、出先においては1年ぐらいの用地取得をどがんか考えないか、この前、801億円経済対策が来たからといって、これはようなるばいと思うていろいろ期待したんだけど、実際はなかなかそういう箇所には手が伸んでいないわけですね。だからその点、今後考えていただくようにしていただく。

○鷹尾監理課長 事業を進めるに当たって、用地の取得がポイントであるということについてはもう御承知、申し上げるまでもないことだと思います。

近年、公共投資について毎年予算縮減傾向の中で、なかなか新規事業に着手することができないということで、現実には新規に用地を取得をする箇所が減ってきているという状況にあります。

今回の補正予算で措置されたとはいえ、2年～3年続くものかというのが必ずしも明確ではございません。当面、今年度限りで対応していくということを考えますと、用地を今

年度取得して来年工事という計画的な展開というのが描きづらい環境にあったわけでごさいますて、先ほどから現実に用地に絡まない場所で今年度対応できる、対応していくということになれば、用地のストックが減っている中でそういう形をとらざるを得なかったというところもあるわけでごさいます。

委員御指摘の点について、今後の財政再建戦略の中で、どう事業を効率的に執行していくのか、新規事業の着手に当たっては測量設計から用地取得工事にまで何年もかかるわけで、このあたりをどう計画的に執行していくのか、さらにしっかり工夫をしていく必要があるかと思っております。

○中原隆博委員 それから、先ほど景観条例のお話がありましたけども、日本全国至るところ、言うなればこれはどこに行っても同じような景観なんです。だから、知事のおっしゃっている景観というのは、この前ちょっと私もこの景観条例についてお尋ねをさせていただいたわけでごさいますけども、ヨーロッパを見習えというような、形のすきつとした町並みの景観をおっしゃっていると思うんです。

現状でいえば、熊本の人もどこの人もそうなんです、それぞれの店が看板を競い合うと、雑然としているわけです。今まさに電柱の地中化とかいろいろなされてはおりますけども、すきつとした、これは他県にもないと、他県の追随を許さないためには、ヨーロッパ型のああいったすきつとした、広告板を一つ置いて、そこにいろんな業者がそれぞれの看板を張って、すきつとできないかというような意味合いを、非常に込めた知事の景観に対する一つのイメージじゃないかと思うんです。

だから、この前お尋ねしたら、ヨーロッパにも行っていないという担当からのお話もありましたけども、フランスとかドイツとか、

ああいうところを一回見学なさって、知事のおっしゃっているそのイメージと執行部の皆さん方のイメージをぴしとなさることも大事じゃないかと思いますが、土木部長いかがでございますか。

○松永土木部長 景観といいますときに、どうしても個人の財産なりなんなりを行政がどのように関与していくかというのは、私答弁の中でも難しいお話をさせていただきました。そういう中で、所有者の方々のコンセンサスを得ながら、地域のコンセンサスを得ながらどういう景観づくりをしていくかというのは、これはなかなかそういう手続的にも難しい面があると思います。

知事は熊本らしさというのを一生懸命言っておられますし、具体的な指示も新幹線に関連して出てまいっております。なかなか担当職員だけで結論が出る面はないんですが、知事なり地域の皆さんの意見を伺いながら、どういうのがいいかというのは試行錯誤しながらでもやっていきたいと考えているところでございますので、今後ともいろいろと御指導いただければと思っております。

外国を見にいったらどうかというお話でございますが、なかなか、そういう財政的な面もございませうし、直接見るのも貴重な経験かとは思いますが、その他の勉強の仕方を含めていろいろ研究させていただければと思っております。

以上です。

○中原隆博委員 「百聞は一見にしかず」ということもございますので、そういうことも視野に置きながら、部長あたりはいろいろと海外経験も非常に豊富だと思っておりますけれども、若い課長さんクラスあたりもそういうところに配慮をいただくような形でのことも大事じゃないかと思っておりますので、要望として受けとめていただきたいと思います。

○守田憲史委員長 よろしいですか。

○堤泰宏委員 経済対策分ですけども、高木委員と児玉委員からお話が出ましたので、聞きたい事が半分ぐらいになりました。

まず、1ページの、補正の中の——小さい数字はいいですよ、49億7,000万円と出ていますが、私がざっと聞いた話では、熊本県に800億円とか700何十億円とか経済対策のお金が来たと、それは市町村分も合わせてと思います。熊本県にどれだけ来たのかが一つ知りたい。

それから、この建設常任委員会関係に、6月に1回説明を受けました。しかし、もう忘れちゃったので、建設常任委員会で使っている経済対策分がどれくらいあったのか。

それから、建設常任委員会で既に予算づけが終わったのがどれぐらいで、今回が49億7,000万円か、それからまだ使う分が残っているのか。

それから、先ほど一番真摯な議論であったと思いますけれども、国交省が返せと言うたならば返さにやいかぬ可能性があるお金がどれぐらい予想できるのか。

また、知事は心強いお言葉をいただいております、絶対返さないと。そういうことが選択肢にあるのか。

簡単に教えてください。ごく簡単にええです。

○鷹尾監理課長 第1回目の、経済対策分、本県全体で801億円ということで組ませていただいたところでございますが、県全体で幾ら来たかということのお尋ねにつきましては、手元にちょっと資料がございませんが、それは市町村分も含めたお尋ねであろうかと思いますが、残念ながら今手元に資料を持ちませんので、後ほど御説明をさせていただきます。

それから……。

○堤泰宏委員 建設常任委員会関係で……。

○鷹尾監理課長 先ほど説明の中で申し上げましたとおり、建設常任委員会において経済対策分として計上をさせていただきました分は、県分が800億円ございますが、経済対策分としては337億964万6,000円ということでございます。

○堤泰宏委員 6月が……。

○鷹尾監理課長 6月が287億3,854万6,000円でございます。

○堤泰宏委員 これでしまいですたいな、49億円は。これでしまいですね。

○鷹尾監理課長 12月以降、特に補正予算としてお願いを予定している案件はございません。

○堤泰宏委員 これは経済対策分ですね。

先ほどお尋ねしたので、この287億円は返す必要がないといえますか、確定しておると、49億円は不確定であると、また337億円全部が確定して返さなくていいと、そこ辺の所感をひとつ。もう287億円は返さぬでよかでしょうけん。

○鷹尾監理課長 先ほど御説明をいたしましたとおりに、10月の2日にすべての事業について各所管大臣が見直しを行うということでございます。この具体的な中身については、先ほど申し上げたとおり、新聞報道以上のものは現時点において持たないわけでございますが、これも情報によりますと、官房長官の方から補正予算の見直し提出期限の10月2日には、執行停止額や事業は公表せず、確定後

に公表というような話が伝わっておるところでございます、特に今回補正予算でお願いをした案件について、少なくとも見直しの対象になっているということは、現時点で情報としてはつかんでおりません。

それからあわせて、9月の29日付で全国知事会より国に対して、今回の補正予算の見直しに当たりまして、地域の実態に十分な配慮を求めるという要請が行われておりました。経済雇用対策は一刻の猶予も許されないということで、予算の見直しに当たっては地域経済、雇用に十分配慮することを強く求めるといような内容の要請が行われていると聞いていますところでございます。

○堤泰宏委員 知事会の意見はどぎやんでもよかですけど、287億円を既に組んだわけですから、これは発注もかなりやっていますね。ところが、お金というのは発注したならばどれぐらい来るのか、完成したらどれぐらい来るのかということになりますと、この287億円も今どれぐらい来とるんですか、3分の1とか、10分の1とか。

○鷹尾監理課長 今の財源につきましては、経済危機対策臨時交付金でございますとか、公共投資臨時交付金、こういうものを活用しながらやっております、そういうものが一体現時点で県にどれほど入っておるとかということについても、申しわけございませんが、資料の方がございませんのでお答えすることはできないので、後ほど確認をして御報告を申し上げたいというふうに思っております。

○堤泰宏委員 質問ではありません。非常に仕事が少ない時期だもんですから、この300何十億円、農林は別ですね、みんな業者の方が楽しみにしておられるもんですから、またこれを、あらうそじゃったということは、と

でも私たちもできないような気がいたしますので、そこの意をしっかり含んで、強くこれを放さないというふうな気持ちで、知事あたりともしっかり話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、私は阿蘇に住んでおりますが、道が大変悪いんです。よく穴ぼこもありますし石も落ちております。40ページに専決処分が出ております。別にこれがいいとか悪いとか私は全然あれがわかりませんが、例えば40ページの5番、事故の状況、「和解の相手方が」ときまして、道路左側の落下してきた石というのは、これはちょうど車が行きよると落下していたのがぶつかったのか、それとも既に落下しておったのに車がぶつかったのか、これは調べておいでになりますか。道に落ちとる石にぶつかったなら、私は余り責任はなかつたと思うですね、管理者としては。

○古賀道路保全課長 車が通りかかるときに、のり面から落下してきたという状況でございます。

○堤泰宏委員 I N Gですな。

○古賀道路保全課長 そうです。

○堤泰宏委員 わかりました。終わりです。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。一なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第12号、第21号から第29号、及び議案第32号から第36号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外15件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外15件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、野田河川課長から説明をお願いします

○野田河川課長 河川課でございます。よろしくお願ひします。

「ダムによらない治水を検討する場」についてでございます。

（1）にありますように、第4回会議が平成21年7月16日に開催されました。その下に書いてありますように、現在の整備された河道に過去の大雨が降ったと仮定し、その上で県が提案した5つの治水対策を実施した場合の流域の各地点における洪水時の水位計算の結果を説明していただきました。

その下にありますように、①国から示された水位計算結果の概要でございますが、先ほどの5つの治水対策を実施した場合、戦後最大の被害をこうむった昭和40年7月の大雨の場合は、人吉市地点では113センチメートル

ル、その他の地点でも67センチから15センチ程度洪水時の水位が下がるという結果が示されました。

②にありますように、主な意見といたしましては、効果があるというふうな発言があった一方で、抜本的な治水対策としては大変厳しい状況であるというふうな意見もございました。

(2) 今後の対応でございますけれども、ダムによらない治水の検討を早急に進め、一日も早く球磨川の治水対策を示すよう国に要望していくということでございます。

裏面でございますけれども、数字がいっぱい並んでおりますけれども、これは国が示しました計算結果ということで記載しております。

その右のページ、(参考)としまして、前原国土交通大臣が現地視察をされましたその内容でございますけれども、①治水関係でございますが、(ア)としまして、川辺川ダム中止の表明をされております。

(イ)としまして、今後の治水対策の検討でございますが、現行のダムによらない治水を検討する場の枠組みを尊重したいというふうな意見でございました。

その下にありますように、省内に専門家で構成するチームをつくり、ダムによらない治水対策を検討する、その検討結果を地元フィールドバックし、地元の皆さんと意見交換するという話でございました。

(エ)でございます。ダムと代替案の費用比較についてでございますが、結果的に代替案の費用がダム事業より高価になっても、ダムはやめるというふうな発言でございました。

②五木村の振興関係でございますが、(ア)にありますように、1つ目のポツ、道路整備や代替農地など国が本来やるべき事業については、継続するというところでございました。

(イ) 新たな立法措置について。川辺川ダ

ム中止に伴い新たな立法措置、財政措置をきちんと設けた上で、補償措置を早目につくってやっていきたいという発言がございました。

(2) 知事から国交大臣に対する要望でございますが、下記の4つがございました。

その中の④でございますが、検討する場において、今後国は主体的・積極的に検討を進めることという要望がございました。

裏面でございますけれども、主な意見でございます。

県議会議員の皆様から、ダム中止を表明した国は治水対策案を早急に示し、今後災害が発生した場合しっかり責任をとることを明言してほしいということと、球磨川の治水については、我々は現時点において川辺川ダム計画を上回るものはないと考えている、中止を表明するのであれば、治水代替案をセットで示してほしいという意見がございました。

また、流域市町村長の皆様方からも、国は今後河川管理者の責務として新治水案を提示してほしいという意見、その他の意見等もございました。

以上でございます。

○守田憲史委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○渡辺利男委員 知事はあした水俣病の関係とかで上京されると思うんですが、これは国交大臣にも面会される予定なんですか、あしたは。

○野田河川課長 私たちが現時点で聞いておりますのでは、その計画はお聞きしておりません。

○渡辺利男委員 そうですか。それで、やっぱり40年余りダム問題に翻弄されてきた五木

村の再生振興については、私どもも特段の配慮をしていかにやいかぬと思うんですが、国交大臣がこないだ来られたときの発言要旨で、五木村の振興関係3点ありますし、また知事から大臣に対する要望も4点ありますが、私は大事なものが抜けていると思うんです。

それは、水没予定地の利活用です。やっぱり五木村の再生は、あそこの水没予定地144ヘクタールでしたか、あそこをどう活用していくかということなしには、あそこの五木村の振興なんかいいですよ。もう自由に使える土地は全くないわけで、観光を一つとっても、頭地代替地に行ったって何も見るものないですよ。道の駅なんかどこにでもあるわけで、観光客が見たいのは、やっぱりもとの役場のあったところや五木東小学校のあったところ、川辺川沿いのあの一帯が非常にやっぱり価値の高い土地になるわけで、国交大臣がダムやめると言ったんだから遠慮せずに、この水没予定地は県と五木村に任せてくれと、自由に使わせてくれというようなことをやっぱり大臣に対して強く言うべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○野田河川課長 地域振興につきましては、実は地域振興部の方でメインになってやっておりまして、土木部の方としましては技術的な観点からやっておりますということで、ちょっと私どもとしては答えづらいところがございます。

○吉永和世委員 今の県が提案した5つの治水対策というふうに言われたんですけど、これまで私の理解では4つしかなかったような感じがして、きょう市房ダム再開発という対策案が出たみたいなんですけど、この市房ダム再開発というのはどういうことなんですか、その内容を教えていただけたらと思います。

○野田河川課長 県が提案しておりましたのは、アイデアとしまして、当初から5つございまして、その中には市房ダムの再開発も入っております。

この内容でございますが、市房ダムは洪水調節容量と農業用の用水をためる容量と発電容量とっております。その中で治水容量をもっとふやせないかというふうなことが、この再開発というふうなことで検討をしております。

一つは、上の方に1メートル治水容量をふやせないかと。今の水位より1メートル上げますと、面積が広うございましてかなりボリュームがふえると。それと利水容量との差がございますので、その下の方といたしますか、治水容量と利水容量の間の部分でございますが、その部分も治水容量として活用できないかというふうな、この2つの点でダムの再開発ということで、治水の能力をアップできないかというふうなことを検討しているところでございます。

○吉永和世委員 単純にいいますと、かさ上げと、ダムをかさ上げすると。

○野田河川課長 今余裕高が満水よりも2メートルございまして。それを1メートルにして、今の2メートルを1メートルにすることで、1メートル分の容量を確保できないか。

ただ、この1メートル分上に水位を上げますと、当然水圧がかかってまいりまして、今のダムの構造ではもたないということが想定されます。そういうことになった場合は、ダムを少し厚くして、そういうふうな施行工事が伴うかもしれませんが、一応極限までの検討ということで、そこまでやった場合にどれぐらいの効果があるかということで、現時点ではその効果の部分だけを国の方に計算をしていただいております。

その影響としまして、先ほど申しました工

事が発生してくる場合にどれぐらいの費用がかかるかということは、今後検討していきたいというふうなところでございます。

○吉永和世委員 わかりました。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 済みません。大変御心配をおかけしましたダイオキシンの工事がそろそろ始まるのかなというふうに思うんですけども、着工日等がわかればぜひ教えていただきたいと思えます。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。

ただいまの吉永委員の質問でございますが、先週の10月2日にJVと契約をいたしまして、今週から具体的に工事の検討に入っていくわけですが、詳細の工事が何月の何日に始まるかということにつきましては、落札されたJV業者から施工計画書、これが出てこないと我々も正確にわからないところがございます。

以上です。

○吉永和世委員 もしも着工日等がわかれば、教えていただきたいということと、あと地元住民の方々に御理解をよくいただいてから着工に入っていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○潟山港湾課長 工事説明会を地元の住民向けに10月28日に予定しておりますので、その場で恐らく工程等についても企業の方から触れるかと思っております。

以上です。

○守田憲史委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。――なけれ

ば、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。――なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が3件提出されております。また、先日の当委員会視察の際の委員長あて要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第5回建設常任委員会を閉会します。

午後0時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長